

令和 2 年 7 月 31 日

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約 4,040 万人、うち長野支部では約 66 万人が加入しています。

【お問い合わせ先】

〒380-8583 長野市南長野西後町 1597-1
長野朝日八十二ビル 8 階
全国健康保険協会長野支部
企画総務グループ 田邊、渡辺
TEL:026-238-1251 FAX:026-238-1257

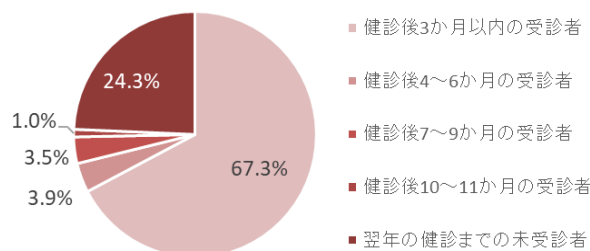
健診結果「要治療」者の 4 人に 1 人は医療機関を受診せず 対象者と事業主へ早期受診をご案内

協会けんぽ長野支部では、生活習慣病予防健診(※)を受けた結果、血圧値・血糖値で「要治療」と判定された方に対して、早期に医療機関を受診していただけるよう勧奨を行っています。平成 30 年度に健診を実施した方の未受診率は前年度よりも下がったものの、依然として **4 人に 1 人(24.3%)が 1 年以内に医療機関を受診していない**ことがわかりました。

※生活習慣病予防健診…35 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象にした健診。労働安全衛生法による定期健診の検査項目がすべて含まれている。平成 30 年度の長野支部実施率は 52.0%。

「要治療」者の医療機関受診状況

平成 30 年度において「要治療」と判定された方のうち、健診実施後 3 か月以内に医療機関を受診した方の割合は 67.3% (前年度比+0.5 ポイント)となっています。受診していない 32.7%の方には文書や電話で受診勧奨を行っていますが、勧奨後も 24.3%(同-0.7 ポイント)の方が医療機関を受診していません。また、健診実施から時間が経つほど、受診率が低い傾向にあります。受診していない方に理由を尋ねると、「多忙のため」、「自己管理している」、「自覚症状がないため」という回答が多くを占めています。(詳細は別紙をご覧ください)



令和 2 年度の取組み

こうした状況を受けて、協会けんぽ長野支部では、健診実施後、早期に医療機関を受診していただけるよう、次のとおり受診勧奨を行います。

- ・「要治療」判定者には、文書及び電話による受診勧奨を行う
- ・事業主には、受診しやすい環境整備の依頼文書を送付する

- ①健診結果を確認し、「要治療」と判定された従業員に早期に受診するよう勧める。
- ②その後に従業員が受診したかどうか確認する。
- ③就業時間内に受診できるように就業規則等に定める。

生活習慣病は自覚症状がないまま病状が進行してしまいます。早期受診・早期治療による重症化の予防は、加入者の QOL の維持のほか、医療費抑制の観点からも重要です。引き続き受診勧奨に注力し、加入者の健康の保持増進に努めてまいります。

【添付資料】・令和 2 年度 協会けんぽ長野支部における重症化予防事業の取組みについて